

※重要※ 「0410対応」 特例措置終了時期とガイドライン改訂のご案内 | オンライン診療サービス「curon(クロン)」

1 件のメッセージ

オンライン診療サービスcuron (クロン) <customer_success@curon.co>

2023年4月21日 16:34

返信先: customer_success@curon.co

To: ydc016@usjri.com

メールが正しく表示されませんか?
[ブラウザで表示してください。](#)



クロンアカウントをお持ちの医療機関各位

※過去、クロンアカウントを作成いただいた皆様へお送りさせていただいております。

新型コロナウイルス感染症特例措置終了時期と、オンライン診療の適切な実施に関する指針（以下、ガイドライン）の改訂について、更新情報がありましたのでご連絡いたします。

8月1日より電話診療での診療報酬算定が一部廃止されますので、電話診療からオンライン診療への移行を検討される医療機関様からお問い合わせを多くいただいております。

オンライン診療の開始をご検討の場合、お気軽にご連絡くださいませ。クロンの初期設定や操作についてWEB面談にてご案内させていただきます。

新型コロナウイルス感染症特例措置、令和5年7月31日をもって終了

令和5年3月31日厚生労働省保険局医療課より、下記事務連絡が発出されております。

▼新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて <https://go.curon.co/e/908272/>

[content-001083715-pdf/4s6dk/368594701?h=XwKUwbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8](https://go.curon.co/e/908272/content-001083715-pdf/4s6dk/368594701?h=XwKUwbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8)

▼4月17日発出疑義解釈

<https://go.curon.co/e/908272/content-001088431-pdf/4s6dn/368594701?h=XwKUwbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8>

本事務連絡では、令和2年4月10日に通知された「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」（「0410対応」）については令和5年7月31日をもって終了と記載されております。

これにより、本年8月1日以降にオンライン診療を行う場合は、7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を管轄の厚生局に届け出る必要がございますので、ご注意ください。なお、令和4年の診療報酬改訂後、すでに届出を終えられている場合は追加の手続きは必要ございません。

施設基準の届出については下記FAQをご参照ください。

▼保険診療にてオンライン診療を行う際、提出する書類（届出）について教えてください。

<https://go.curon.co/e/908272/FAQforDoctors-s-article-1118/4s6dr/368594701?h=XwKUwbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8>

◎その他留意点◎

・FAX処方箋備考欄への記載

－「0410対応」→「オンライン対応」に変更する

・電話による診療で特例措置内の診療報酬の算定をしている場合、8月以降、条件によっては算定が不可になります

－電話診療による初診料は算定不可、再診の場合も定期的な医学管理を前提として行われる場合は算定不可等、現行の診療報酬制度に沿った対応となります。詳細は診療報酬を直接ご確認ください。

ガイドライン改訂について

令和5年3月30日、厚生労働省医政局長より「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂が発出されております。

▼オンライン診療の適切な実施に関する指針<https://go.curon.co/e/908272/content-000889114-pdf/4s6dv/368594701?h=XwKUwbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8>

▼「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ & A

<https://go.curon.co/e/908272/content-000903640-pdf/4s6dy/368594701?h=XwKUwbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8>

◎改訂の主なポイント◎

1.安全性や有効性のエビデンスに基づいたオンライン診療の実施について追記

Ⅳ オンライン診療の実施に当たっての基本理念

ⅴ 安全性や有効性のエビデンスに基づいた医療（ガイドラインp10）

今回改訂では、オンライン診療は医療へのアクセスを向上させる側面がある一方で、対面診療に比べて得られる情報が少なくなってしまう側面を考慮し、安全性・必要性・有効性の観点から、学会のガイドライン等を踏まえて、適切な診療を実施すべき、との記載が追加されました。

初診では不可とされている薬剤が処方されていないか、ビデオ通話を行わないチャットのみでの診療が発生していないか、研修修了証明書のある医師が実施しているか、など、クローンユーザーの先生方は従来よりガイドラインに則って診療を行っていただいていると存じますが、この度改訂されたガイドラインをこの機に改めてご確認いただき、学会のガイドライン等を踏まえた診療につきましてもご留意いただき、クローンでのオンライン診療を行っていただくようお願いいたします。

2.医師・患者双方の本人確認の具体的手順が明確化

ⅴ 指針の具体的適用

1. オンライン診療の提供に関する事項

(4) 本人確認（ガイドラインp17-18）

初診時の患者の本人確認、医師の本人証明に関して記載が追加されております。患者へ追加の証明書提示を求める場合、クローンのチャット機能や問診表機能を便利にご活用いただけます。

▼患者さんとクローン上でチャットをする方法を教えてください。 [h](https://go.curon.co/e/908272/FAQforDoctors-s-article-0124/4s6f2/368594701?h=XwKUWbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8)

<https://go.curon.co/e/908272/FAQforDoctors-s-article-0124/4s6f2/368594701?h=XwKUWbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8>

▼問診票の追加・削除や編集をしたい。

<https://go.curon.co/e/908272/FAQforDoctors-s-article-0037/4s6f5/368594701?h=XwKUWbpgRNvS7Ue-vqV1Cg2bBZggDSnezDFxJj6kag8>

3.ガイドライン遵守の公表を遵守事項として追記

ⅴ 指針の具体的適用

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

(1) 医師の所在（ガイドラインp20-21）

オンライン診療を実施する医療機関は、ホームページや院内掲示等において、本ガイドラインを遵守した上でオンライン診療を実施している旨を公表するよう記載が追加されました。

4.セキュリティ対策に関する項目が追加

ⅴ 指針の具体的適用

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）」（ガイドラインp24-30）

セキュリティに関しては、医療機関、システム事業者、患者ごとに求められる項目が掲載されておりますが、今回改訂では主に、医療機関とシステム事業者が行うべき対策について記載が拡充されました。弊社といたしましては、これまでも、またこれからも要件を満たしたシステムを提供して参ります。ユーザーの先生方には「医療機関が行うべき対策」（ガイドラインp24-27）についてご一読いただけましたら幸いです。

なお、上記以外にも改訂されている箇所が複数ございますので、ガイドライン本文をご確認ください。

最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。

クロンでのオンライン診療を再検討されている先生方がいらっしゃいましたら、初期設定や操作のご案内をWEB面談にて行なっておりますので、お気軽にご連絡くださいませ。

引き続き、オンライン診療サービスcuron（クロン）をよろしく願いいたします。

株式会社MICIN
オンライン診療サービス curon(クロン)

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-7-1 TOKIWAブリッジ12階
customer_success@curon.co

メルマガ配信停止をご希望される方は、下記URLをクリックください。